平成２２年（フ）第１３５９号
横浜市泉区上飯田町1331番地６　上飯田ショッピングセンター407号
債務者　藤原多美子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７５号
相模原市中央区光が丘１丁目８番16号　サンハイツ201
債務者　小川　京美（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２７６号
相模原市緑区田名2598番地14
債務者　菊田　菊枝
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２７８号
相模原市中央区星が丘１丁目19番３号　ドレミハウス202
債務者　中野　修子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８７号
神奈川県座間市広野台１丁目１番30―519号　リビオシティ・ウイングフィールド　澤山方
債務者　飯田富美子（旧姓コッカー）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１９１号
岡山県久米郡美咲町飯岡338番地
債務者　滝谷　　悟
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月12日午後１時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３７２号
岡山市北区延友450番地10　メゾン宮本107号
債務者　芝尾　勝年
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８０号
岡山市北区下伊福西町７番32―409号
債務者　住友ふさ江
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８７号
岡山市北区延友450番地10　メゾン宮本301
債務者　芝尾　勝昭
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０４号
岡山県赤磐市高屋480番地　高屋団地３号
債務者　利広　哲平
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７６３号
東京都江戸川区南葛西５丁目17―５―304
債務者　高橋　　仁
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７８２号
東京都墨田区太平３丁目14―２―201
債務者　伊藤　　昭
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７８３号
東京都西東京市北町５丁目３―24―202
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７８４号
東京都西東京市北町５丁目３―24―202
債務者　佐藤加津江
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８０５号
東京都西東京市東伏見５丁目４―22
債務者　飯田　幸代（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８２３号
東京都板橋区中台３丁目27番Ｉ―306号
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部